

政府首相

No.39/2018/QĐ-TTg

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

ハノイ, 2018年9月10日

決定

2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する政府首相決定 No.37/2011/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関して

2015年6月19日付政府組織に関する法律に基づき；
2004年12月3日付電力法；2012年11月20日付電力法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；
2014年11月26日付投資法に基づき；
2014年6月18日付建設法に基づき；
商工大臣の提案を踏まえ；
政府首相は、2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する首相決定 No.37/2011/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充に関する決定を公布する。

第1条. 2011年6月29日付ベトナムにおける風力発電プロジェクト開発の支援メカニズムに関する首相決定 No.37/2011/ QĐ-TTg の幾つかの条項の改正及び補充

1. 第2条に第12項、第13項及び第14項を以下のとおり加える：

“12. 「陸上風力発電プロジェクト」とは、風力発電タービンを有し、陸上及び沿岸地域で建設及び運転され、その外側の境界が長年の間（18.6年）の平均で最も低い海面水位の、グリッドに接続された風力発電プロジェクトのことをいう。

13. 「洋上風力発電プロジェクト」とは、風力発電タービンを有し、その外側の境界が長年の間（18.6年）の平均で最も低い海面水位から沖合に建設及び運転される、グリッドに接続された風力発電プロジェクトのことをいう。

14. 「商業運転日」とは、グリッドに接続された風力発電所の一部又は全部が電力購入者のために電力を販売する準備が出来た日であり、以下の各条件を満たすものをいう；

a) 発電所が、グリッドに接続された風力発電所及び接続設備の一部又は全ての初期テストを完了していること；

- b) 発電所が、発電領域における電気事業許可証の発給を受けていること；
- c) 売電者及び電力購入者が支払いを開始するためのメーターの検針を行うこと。

2. 第3条、第4条及び第5条を削除する。

3. 第6条を以下のとおり改正する：

“第6条. 風力発電プロジェクトの投資及び建設

1. 風力発電プロジェクトの投資及び建設は、承認権限を有する（当局によって）公布された電力開発マスタープランに合致しなければならない。

2. 風力発電プロジェクトの投資及び建設は、施設の建設投資の管理に関する法令の規定に従って実施される。”

4. 第8条を以下のとおり改正する：

“第8条. 風力発電施設の建設起工

投資家が風力発電施設の建設起工を許可されるのは、建設に関する法令の規定に従って施設の建設起工の（以下の）各条件を満たす時のみである。電力購入者と署名した電力売買契約を有している、配電事業者又は送電事業者との接続に関する合意を有する、少なくとも連続する12ヶ月間の風力計測データの報告を有する。”

5. 第9条を削除する。

6. 第10条を以下のとおり改正する：

“第10条. 報告制度

1. 投資方針決定又は投資登録証明書がされてから5営業日以内に、投資家は、事実と証明された投資方針決定又は投資登録証明書の写しを、監視及び管理のために商工省に送付する責務を有する。

2. 毎年、1月15日及び7月15日の前に、風力発電プロジェクトが所在する（地方政府の）省レベルの人民委員会（当館注：「Ủy ban nhân dân cấp tỉnh」の誤りと考えられる）は、投資登録活動及び省の地域におけるプロジェクトの実施の展開状況に関する直近6ヶ月の定期報告を行う必要があり、実施の管理及び監視のために商工省に送付する。”

7. 第14条を以下のとおり改正する：

“第14条. グリッドに接続された風力発電プロジェクトの電力価格

1. 電力購入者（当館注：「Bên mua điện」の誤りと考えられる）は、風力発電プロジェクトからの全ての生産電力を購入する責務を有しており、メーターの設置場所における電力購入価格は以下のとおり：

a) 陸上風力発電プロジェクトに対して：メーターの設置場所における電力購入価格は1.928 ドン/kWh（付加価値税（VAT）を含まず、8.5US¢/kWh相当、

であり、これは 2018 年 8 月 30 日付ベトナム国家銀行の公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートである 22,683 ドン/米ドルに従ったもの) である。電力購入価格はベトナムドン/米ドルのレート変動で調整される。

b) 洋上風力発電プロジェクトに対して：メーターの設置場所における電力購入価格は 2.223 ドン/kWh (付加価値税 (VAT) を含まず、9.8US¢/kWh 相当、であり、これは 2018 年 8 月 30 日付ベトナム国家銀行の公表による米ドルに対するベトナムドンの中央レートである 22,683 ドン/米ドルに従ったもの) である。電力購入価格はベトナムドン/米ドルのレート変動で調整される。

2. 風力発電プロジェクトからの電力購入費用は、ベトナム電力公社 (EVN) の年間売電計画の入力パラメーターに計算され、十分に含まれる。

3. 本条第 1 項における電力購入価格は、2021 年 11 月 1 日より前に商業運転日を有するグリッドに接続された風力発電所の一部又は全部に適用され、かつ、商業運転日から 20 年間適用される。

4. 本決定の公布時点の前に発電の運転をした風力発電プロジェクトは、署名された電力売買契約の残りの有効期間において、この決定の効力を有する日から、本条第 1 項の電力購入価格水準が適用される。

5. 本規定による電力購入価格が適用される風力発電プロジェクトは、他の現行の規定に基づくプロジェクトの電力生産量のための価格メカニズムは適用されない。

6. 商工省は、2021 年 11 月 1 日から適用される風力発電の開発の入札メカニズム及び風力発電の購入価格に係る検討と決定のために政府首相に提案し、提出する責任を有する。”

8. 第 16 条第 1 項に d 及び d を以下のとおり加える。

“d) 風力発電プロジェクトの建設投資プロセスの管理を点検し、規定する；

d) 風力発電設備の国内生産の発展を奨励し、風力発電プロジェクトのローカリゼーション率を高めるメカニズムに関する規定に関する研究及び提案し、政府首相が規定するように提出する。”

9. 第 16 条第 2 項を削除する。

第 2 条. 施行効力

1. 本決定は、2018 年 11 月 1 日から施行の効力を有する。

2. 大臣，（中央政府の）省レベルの機関の長，政府直轄機関の長，及び（地方政府の）省・中央直轄市の人民委員会委員長；ベトナムにおける風力発電プロジェクトの開発活動に関与する各機関，ユニット及び関連組織の長が，本決定を実施する責務を有する。

宛先:

- 党中央書記局
- 政府首相，各政府副首相；
- （中央政府の）省庁，省レベルの機関，政府直轄機関；
- （地方政府の）省・中央直轄市の評議員会及び人民委員会；
- 党中央事務局及び各委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席府；
- 民族委員会及び国会の各委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計検査院；
- 国家財政監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各団体の中央組織；
- 首相府：官房長官，官房副長官，政府首相補佐官，情報通信部長，政府ポータル，各庁・局，直轄ユニット，官報；
- 保管: VT, CN (2) . 205

首相

(署名)

グエン・スアン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり，仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について，一切の責務を負いかねますので，法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。